

ウェブサイト等のセキュリティに関する調査結果について

平成 25 年 4 月 5 日
全 国 証 券 取 引 所

株 式 会 社 東 京 証 券 取 引 所 株 式 会 社 大 阪 証 券 取 引 所 株 式 会 社 名 古 屋 証 券 取 引 所 証 券 会 員 制 法 人 福 岡 証 券 取 引 所 証 券 会 員 制 法 人 札 幌 証 券 取 引 所

ブロードバンド環境や携帯電話・スマートフォンなどの広範な普及ⁱにより、今や上場会社の株主・投資者向けの情報開示の分野において、インターネットは欠かせない伝達手段として幅広く定着していますⁱⁱ。

株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所、株式会社名古屋証券取引所、証券会員制法人福岡証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所（以下「全国証券取引所」とします。）においても、平成10年から重要な会社情報の伝達手段として、インターネットの技術を活用したT D n e tを導入し、全国証券取引所がそれぞれ開設するウェブサイトを通じて、株主・投資者がリアルタイムで開示情報を閲覧できる環境を整備していますが、上場会社が、インターネット上に公開している自社のウェブサイト等においても、開示情報を掲載し、積極的に情報伝達の手段として活用することは、投資者に適切な投資判断を促すという情報開示の実効性を確保する観点から、大いに望ましいものと考えられます。

しかしながら、先般、一部の上場会社において、自社のウェブサイト等に開示情報を掲載するにあたり、正式な公表予定時刻より前に容易に外部から閲覧できる状態で自社ウェブサーバ内の「公開ディレクトリ」に当該情報を保存していた事例ⁱⁱⁱが存在することが明らかとなりました。

ご高承のとおり、全国証券取引所が上場会社に対して適時開示を求めている会社情報は、投資者の投資判断に重要な影響を与え、インサイダー取引規制上の「重要事実」に該当する内容も含まれるものであり、こうした情報が正式な公表予定時刻より前に外部者によって容易に取得されるような杜撰な取扱いを放置すれば、当該情報を利用した取引を助長しかねず、ひいては、我が国金融商品市場の公正性が著しく損なわれるおそれがあります。

そこで、このたび、全国証券取引所では、こうした問題のある取扱いの実態を把握するとともに、その迅速な改善を促す観点から、上場会社各社に対する「ウェブサイト等のセキュリティに関する調査」（一斉点検）を実施いたしましたので、別紙のとおり、その概要をお知らせいたします。

以 上

ウェブサイト等のセキュリティに関する調査結果

1. 調査方法

- 平成25年3月12日時点で全国証券取引所に上場する上場会社（上場外国会社のうち、その発行する上場外国株券等が当取引所以外を主たる市場とする会社を除く。）及び上場投資法人に対して、調査票を送付し、社内における対応状況を確認のうえ、同月26日を期限として回答を要請。
- 回答は記名式。

証券取引所の名称等	対象上場会社数（※1）	回答社数	回答率（※2）
東京証券取引所	社 2, 339	社 2, 339	% 100.0
大阪証券取引所	1, 111	1, 111	100.0
名古屋証券取引所	93	93	100.0
福岡証券取引所	35	35	100.0
札幌証券取引所	17	17	100.0
全国証券取引所計	3, 595	3, 595	100.0

※1：対象上場会社数は平成25年3月12日現在。ただし、同月26日までに上場廃止となった会社を除く。なお、各証券取引所の上場会社数は重複上場会社を考慮して記載している。

※2：割合（百分率）で表示している項目は、小数第二位で四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある（以下同じ。）。

2. 調査項目

- 重要な会社情報の適時開示に係るプレスリリース等の自社のウェブサイト等（外部委託しているものを含む。）への掲載有無
- 正式な公表予定時刻前におけるプレスリリース等の「公開ディレクトリ」（インターネットを経由して外部からのアクセスが可能な場所）への保存有無
 - ※ 正式な公表予定時刻に合わせて、自社のウェブサイトに掲載するための事前準備に際して、プレスリリース等を「公開ディレクトリ」に保存する取扱いであるか否か。
- 正式な公表予定時刻前におけるプレスリリース等の「公開ディレクトリ」への保存に際して、外部からの閲覧を制限するためのアクセス制御の有無と具体的な方法
 - ※ アクセス制御を行っていない場合には、改善に向けた具体的な対応の内容及び時期。

3. ウェブサイト等のセキュリティに関する調査結果

(1) 会社情報の自社ウェブサイト等への掲載有無

- 大半の上場会社（98.7%）が、適時開示を行った開示情報の伝達手段として自社のウェブサイト等を利用。

	掲載している		掲載していない（※3）	
	社	%	社	%
全国証券取引所計	3,548	98.7	47	1.3

※3：「掲載していない」と回答した企業に対しては、その後の設問の回答を求めている。

(2) 会社情報の公表予定時刻前の公開ディレクトリへの保存有無

- 正式な公表予定時刻に先立つウェブサイトへの掲載に係る準備作業において、12.9%の上場会社が、当該公表予定時刻より前に開示情報を自社のウェブサーバの「公開ディレクトリ」に保存（ただし、設問上、アクセス制御の有無を区別していない。）。

	公表予定時刻より前に保存している		公表予定時刻より前には保存していない（※4）	
	社	%	社	%
全国証券取引所計	459	12.9	3,089	87.1
（対象上場会社全体に占める割合）		（12.8）		（85.9）

【回答対象企業は、前（1）において「掲載している」と回答した3,548社。】

※4：「公表予定時刻より前には保存していない」と回答した企業に対しては、その後の設問の回答を求めている。

(3) 公表予定時刻より前に公開ディレクトリに保存する際のセキュリティ対策の実施状況

- 正式な公表予定時刻前の準備作業において、開示情報の公開ディレクトリへの保存を行っている事例の大半で、何らかのアクセス制御を実施。
- 一部に「アクセス制御を行わずに公開ディレクトリへの保存を行っている事例」が存在（対象上場会社全体に占める割合は3.0%）。

	何らかのアクセス制御を実施（※５）				特にアクセス制御を実施していない	
	ユーザ認証やパスワードの設定		その他の方法			
	社	%	社	%	社	%
全国証券取引所計	３０６	６６．７	４４	９．６	１０９	２３．７
（対象上場会社全体に占める割合）		（８．５）		（１．２）		（３．０）

【回答対象企業は、前（2）において「公表予定時刻より前に保存している」と回答した459社。】

※5：「何らかのアクセス制御を実施」と回答した企業に対しては、その後の設問の回答を求めている。

(4) アクセス制御をこれまで実施していなかった上場会社の今後の対応

- 調査開始時点で、「アクセス制御を行わずに公開ディレクトリへの保存を行っている事例」(対象上場会社全体に占める割合は3.0%)に該当する上場会社の全てにおいて、既に何らかの改善策を実施済み。

	公開ディレクトリへの保存を正式な開示後に実施 ^(※6)		ユーザ認証やパスワードによるアクセス制御を実施		合 計	
	社	%	社	%	社	%
全国証券取引所計 (対象上場会社全体に占める割合)	100	91.7 (2.8)	9	8.3 (0.3)	109	100.0 (3.0)

【回答対象企業は、前(3)において「特にアクセス制御を実施していない」と回答した109社。】

※6：ユーザ認証やパスワードによるアクセス制御の導入を検討しているものの、当面の対応として公開ディレクトリへの保存を正式な開示後に実施すると回答した会社を含む。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

(証券取引所の名称)	(部署名)	(電話番号)
株式会社東京証券取引所	上場部	03-3666-0141 (大代表)
株式会社大阪証券取引所	大阪・東京上場グループ	06-4706-0800 (大代表)
株式会社名古屋証券取引所	自主規制グループ	052-262-3174
証券会員制法人福岡証券取引所	自主規制部	092-751-4723
証券会員制法人札幌証券取引所	自主規制部	011-241-6171 (代表)

ⁱ 総務省「平成24年版情報通信白書」によれば、日本のインターネットの人口普及率は79.1% (平成23年末)であり、モバイルインターネットの普及率は89.5% (平成22年)となっています。

ⁱⁱ 一般社団法人日本IR協議会「2012年度『IR活動の実態調査』」によれば、IR実施企業の98.6%が自社のウェブサイト「投資家向け」又は「IR」と明示して情報を掲載しています。

ⁱⁱⁱ 独立行政法人情報処理推進機構「安全なウェブサイトの作り方 改訂第6版」では、「公開を想定していないファイルを、ウェブ公開用のディレクトリ以下に置かない」ことがウェブサイト全体の安全性を向上するための取組みとして紹介されており、「ウェブ公開用のディレクトリに保管されているファイル群は、基本的に外部から閲覧することが可能」であり、「公開ウェブページにファイルへのリンクが無くても、外部から直接指定することで閲覧」されてしまう旨が注意喚起されています。